

観音寺モール

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年10月21日

香川県知事 浜田 恵 造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
平成22年6月9日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出）
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
丸亀中府モール 丸亀市中府町1丁目5番地1ほか
- 3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要
 - (1) 当該店舗周辺は住宅地域のため、騒音、照明、臭気対策については、特に配慮し、周辺住民からの苦情については、迅速、適切かつ誠実に対応すること。
 - (2) 廃棄物の資源化を推進し、ごみの減量化を図ること。また、廃棄物の保管を適切に行い、悪臭や飛散等がないように注意すること。なお、一般廃棄物（事業系）の収集運搬は、市の許可業者に依頼し、進入、退出時の作業車両経路については、周辺幹線道路の影響に配慮すること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要
該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市都市経済部商工観光課
縦覧期間	平成22年10月21日（木曜日）から同年11月22日（月曜日）まで